



概算申告を行い、申告による労働保険料を納付します。この手続きを年度更新といいますが、労働保険料は金融機関、労働局、労働基準監督署で支払うことができます。金融機関での口座振替は、所定の申込用紙を窓口へ提出することで手続きができます。

Q 毎年、年度初めに労働保険料を納めています。銀行での引き落としができると聞いたのですが、どのように手続きをするのですか。

A 労働保険料の申告・納付は毎年、年度初めに更新の手続きが必要です。前年度の労働保険料の確定申告、当年度の

労働保険料は口座振替が便利



るなど。
口座振替による引き落し日は▽全期または第1期の通常納期限7月10日が9月6日▽第2期の納期限10月31日が11月14日▽第3期の納期限1月31日が2月14日―になり、払い込みによる納付に比べ、て14日から58日のゆとりができます。口座振替に手数料はかかりません。また引き落とし日の約3週間前にはお知らせします。不明な点は下記まで問い合わせください。

鳥取労働局総務部 労働保険徴収室 電話0857-29-1702